

「清須市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）」に対する パブリックコメント実施結果

1. 実施期間：平成30年1月5日（金）から2月6日（火）まで

2. 提出件数：2件

提出方法	窓口・投函箱	1件	ファクシミリ	1件
地区別	西枇杷島地区	1件	新川地区	1件

3. 意見総数：9件

4. 意見の内訳

(1)介護保険料について・・・・・・・・・・3件

(2)介護保険制度について・・・・・・・・・・3件

(3)事業計画について・・・・・・・・・・2件

(4)地域包括支援センターについて・・・・1件

(1) 介護保険料について（3件）

意見	意見に対する市の対応
<p>国保の値上げも予定されている。 介護保険料は10段階で400万円の頭打ちは公平ではない。 保険料を値上げする前に10段階を15段階へ変更し、公平な負担にしてほしい。</p>	<p>介護保険料につきましては、高齢化の進展、並びにそれに伴う介護給付費の増大等により上昇が避けられない状況にあります。 また、現在も所得に応じて階層を設け、保険料をご負担いただいておりますが、高額所得者の階層を更に設けることは、大半の方が年金受給者であるという状況を鑑みますと現実的ではないと考えております。</p>
<p>現行の基準額4,900円は高齢者にとって異常に高額で値上げは許されません。</p>	<p>高齢化の進展、並びにそれに伴う介護給付費の増大等により保険料の上昇は避けられない状況となっておりますが、基金の取崩しにより極力抑えるよう努めてまいります。 また、介護予防事業の充実等により今後の給付費増大を可能な限り抑えるように努めてまいります。 ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
<p>国と県に対して、保険料の増額を求める意見・要望書を提出してほしい。</p>	<p>国、県、市町村の負担割合は法律により定められており変更することができません。 ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>

(2) 介護保険制度について（3件）

<p>「要介護3以上しか特養に入所できない」制度はだめである。</p>	<p>特別養護老人ホームへの入所要件は法律により規定されているため変更はできませんが、特別の事情があれば、要介護1、2の方でも入所できる場合があります。</p>
<p>「要支援1、2の訪問介護、通所介護の介護保険はずし」はだめである。</p>	<p>要支援1、2の訪問介護、通所介護における介護保険からはずれている件につきましても、法律により規定されておりますが、新たに創設された介護予防日常生活支援総合事業へ移行され、サービスが受給できないということではありません。</p>
<p>「専門職（ヘルパー資格免許以上）でない方」の介護業務（ボランティアとしても）は、どうか？</p>	<p>ヘルパー有資格者の介護業務につきましては、「家事援助」について、元気な高齢者にご活躍願いたいとの趣旨のもと、新年度において養成講座を開設する予定をしております。</p>

(3) 事業計画について（2件）

<p>100ページ以上の計画案に的確に意見を述べるのは一市民としてほぼ不可能に近い。</p>	<p>計画案につきましては、構成上随所にわたっての記載となっておりますことをご理解いただきたいと思います。</p>
<p>事業計画の関心事は、介護保険料の基準月額であるが、パブリックコメントの最終日になっても月額案が示されないのはなぜか。</p>	<p>介護保険料基準月額につきましては、医療・保健・福祉の専門家で構成される「保健福祉計画策定委員会」にて、パブリックコメントにおけるご意見等を踏まえた上で最終的に決定される流れとなっております。</p>

(4) 地域包括支援センターについて（1件）

<p>介護保険に関して、地域包括支援センターの役割は大切であるが、取り組み内容を知っている方が17.3%とのデータであり、中学校区に設置すべきである。</p>	<p>地域包括支援センターにつきましては、日常生活圏域を清須市全域で1箇所とさせていただいておりますが、担当職員を地区毎（中学校区単位）で配置し、通常の電話相談はもとより、必要に応じて訪問等を行ない、皆様の介護等に対する不安の解消に努めております。</p>
---	--